

令和3年12月定例会

産業建設委員会会議録

12月15日（水）

防府市議会

令和3年第5回 産業建設委員会会議録

- 日時 令和3年12月15日(水) 午前10時
- 場所 議会棟3階・全員協議会室
- 付議事件 議案第62号 令和3年度防府市競輪事業特別会計補正予算(第1号)
議案第71号 防府市手数料条例中改正について
議案第75号 防府市開発行為等の許可の基準に関する条例中改正について
- その他 閉会中の継続調査について
-

○出席委員(8名)

産業建設委員長	河村	孝
産業建設副委員長	森重	豊
産業建設委員	清水	力志
〃	曾我	好則
〃	田中	敏靖
〃	松村	学
〃	安村	政治
〃	山田	耕治

○欠席委員

なし

○委員外議員

石田	卓成
梅本	洋平
村木	正弘
久保	潤爾
田中	健次
和田	敏明

○説明のため出席した者(6名)

産業振興部長	白井	智浩
--------	----	----

産業振興部次長	藤 井 正 明
競輪局長	岡 田 元 子
土木都市建設部長	石 光 徹
土木都市建設部次長	宮 本 松 典
都市計画課長	野 間 敬
開発建築指導課長	松 崎 豊
開発建築指導課主幹	鴻 野 嘉 和

○出席書記

西 山 智 法

午前 10 時 開会

○河村委員長 ただいまから産業建設委員会を開催いたします。

さて、審査に先立ち、先日開催された本委員会において、私どもが正副委員長に選任されましたので、一言御挨拶を申し上げます。

委員長の河村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森重副委員長 副委員長の森重でございます。よろしくお願いいたします。

○河村委員長 それでは、さきの本会議におきまして産業建設委員会に付託となりました案件について審査を行いますのでよろしくお願いいたします。

議案第 6 2 号 令和 3 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○河村委員長 初めに、議案第 6 2 号・令和 3 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

なお、発言の際は、挙手の後、マイクを手にとってされますようお願いいたします。

それでは、執行部の補足説明を求めます。

○藤井産業振興部次長 議案第 6 2 号・令和 3 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

それでは、補正予算所の 4 ページ、5 ページをお願いいたします。歳入におきましては、1 目、車券発売金収入につきまして、インターネット投票などによる売上の伸びが見込まれることから、車券発売収入の増額補正予算を計上するものでございます。

次に、歳出につきまして、6 ページ、7 ページをお願いいたします。

上段の 1 目、管理費につきましては、人事異動に伴う給与、職員手当及び共済費の変更

に係るものを計上しております。下段の1目、交付金の増額につきましては、車券発売金収入の増額に伴うものを計上しております。その下の2目、開催費につきましても、インターネット投票や、ミッドナイト競輪の売上の増額に連動する場間場外発売委託料や施設借上料等の増額に伴う補正を計上しているものでございます。その下の3目、払戻金につきましても、車券発売金収入の増額に伴うものでございます。

最後に8ページ、9ページをお願いいたします。1目、予備費でございます。今回の補正に伴う収支差を予備費で調整しているものでございます。

以上でございます。よろしく御審査の程よろしくお願い申し上げます。

○河村委員長 執行部の補足説明に対し、質疑を求めます。

○松村委員 今回の補正ですけれども、23億円というまた巨額な、今回の秋にやった記念競輪が主なものになってくるのかと思います。全体的に見てすばらしいですね、本当に。

これは大体今、今回の補正で計算していくと、大体果実がどれくらいあるのかな、2億円ぐらいまた増えたのかな。今後、もう12月来ておるので、この3月ぐらいまでに大体どれくらいの果実が上がりそうなのかちょっと予想しておるんやったら教えてほしいのと、あと今回、記念競輪でその払戻しとかあそこの従事する方々からも、今回すごく殺到して、機械でもやっているんですけど人力でもやっていて、結構大変だったというような話も聞いているんですけども、実際その辺のところはどうなのか。今後、最近好調なので、そういう窓口業務もどうにか改善していこうとか何かいろいろあるのであればまた教えてほしいんですけど、以上2点ほど教えてください。

○岡田競輪局長 まず1点目の果実と言われた点です。

今回の補正について果実と言われるのが、収支差に当たります予備費がそれに相当するというふうに考えております。また3月までの果実についてですが、この12月補正を計上した後も伸びるということで単価挙がっておりますが、それ以上に売り上げている開催もございますので、多少は伸びてくるのかなというふうに思っております。

2点目の記念競輪の際の払戻しの際、従事員のほうから窓口が大変だったということをお聞きになられたということなんです、実際のところはお客様からの苦情というのは実際に聞いていないんですが、よくよく従事員にも聞いて、また次年度、あと年末のグランプリもございますので、しっかり対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○松村委員 ありがとうございます。ぜひそのようにしていただきたいし、また売上げのほうもしっかり頑張ってください。ありがとうございます。

○河村委員長 ほかにございませんか。

○清水委員 先ほど予備費のところ、いわゆる果実を予備費のほうにというふうにちょっと御回答がございましたが、この辺すみません、もうちょっと詳しく教えていただけませんか。

○岡田競輪局長 申し上げます。今回の予備費というのが当初の予算額でいうと予備費は3億719万9,000円を計上しておりました。今回は12月補正の出と入りの差で、ここに収入の――予算書で申しますと8ページ、9ページにございます1億3,230万円、これに当たりますので、今12月補正後としましては、結果、予備費について4億3,949万9,000円あるということで、これが支出には持っていかななくてもいいという、手元に残っているというお金でございます。

以上です。

○河村委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 御異議ないものと認めます。よって議案第62号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

産業振興部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

午前10時06分 休憩

午前10時06分 開議

議案第71号 防府市手数料条例中改正について

○河村委員長 次に、議案第71号・防府市手数料条例中改正についてを議案といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○宮本土木都市建設部次長 議案第71号・防府市手数料条例中改正について御説明申し

上げます。

議案書の53ページをお願いいたします。本案は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正により、本市の長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料について定めようとするものでございます。このたびの法改正の趣旨といたしましては、現在の住宅には、耐震性、省エネルギー性能が十分でないものが存在しておりまして、こうした住宅について、建替えやリフォームにより、質を向上させるとともに、適切に維持・保全し、将来世代が受け継ぐことのできるストックとして有効活用していくことが、住宅取得に係る負担軽減や、地球環境への負荷を低減させることにつながりますので、さらなる長期優良住宅の普及促進のために改正されたものでございます。

今回の条例改正の内容は大きく2項目になります。

まず、長期優良住宅の認定手続きの合理化に伴う手数料の改訂となります。議案書の新旧対照表のうち、ちょっとまたがりませんが、59ページから68ページが該当いたします。これまで、品格法による住宅性能表示と、長期優良住宅の認定を受ける場合は、申請者が事前に民間機関に対しまして、住宅性能評価と、長期優良住宅の技術審査をそれぞれ申請する必要がございました。今回の改正によりまして、民間機関での審査項目が合理化されまして、住宅性能評価と、長期優良住宅技術審査の一部をまとめて申請することが可能となり、申請者の手間が減ることとなります。これら民間機関での手続きの合理化に伴いまして、民間機関側の一部の審査項目が行政側の審査項目に追加されることとなりますので、これまでの手数料を改訂しようとするものでございます。

続いて、2点目、共同住宅の容積率に関する特例許可の手数料の新設になります。議案書の新旧対照表では、68、69ページの見開きが該当になります。今回の改正ではマンション等の共同住宅での長期優良住宅の認定を促進するため、長期優良型の相互設計の許可を受けた場合、共同住宅の容積率の割増が可能となります。これに伴い、特例の許可に対する審査手数料を新設するものでございます。また、施行日につきましては、今回の法律に合わせまして、令和4年2月20日を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○河村委員長 執行部の補足説明に対し、質疑を求めます。

○曾我委員 すみません、1点ほど確認したいんですけど、その行政側のほうの事務が増えるということで、多分これ結構民間がやられていて、性能評価とかそういったものは今までかなり高いレベルでの話、審査が必要なのかなと思うんですが、それに対して今回その職員の増とかそういうものは、フォローみたいな感じでそういうことはあるんでしょうか。ちょっとお伺いします。

○鴻野開発建築指導課主幹 曾我議員の質問にお答えいたします。

今職員のほうで増える審査等につきましては、勉強会のほうでもちょっとお示しさせていただいているんですが、申請建物の面積基準の確認とか維持保全計画、これは長期優良住宅としてあります良い住宅を長く管理していく計画を立てて申請してもらうわけですが、そういった計画の審査の内容を職員のほうで手がけることになっております。

今まで民間のほうで見ていた項目ではあるんですが、今回の改正に伴いまして、民間のほうで長期優良住宅と住宅性能評価における制度で同じような内容の審査ができるというところから、民間の機関で見る範囲が改定されているんですが、その一部が行政側のほうで面積基準とか、今話しましたように維持保全計画等のほう行政側が見るということで、その審査における手数料が増えたということで改定をしております。

以上でございます。

○松崎開発建築指導課長 曾我議員の御質問ですが、行政側のやるが増えることに對して職員のほうは人数的なものとか労務的なものでどうだろうかという、そういう将来にわたってですけど、人数どうかということだと思んですが、今鴻野の言いましたとおり、面積に関する基準の審査、それとあとはもう一つ、長期にわたる維持計画の審査ということになりますけれども、確かにある程度の審査内容は負担として職員のほうに増えるとは思いますが、今のところ、人数的なものを増員するとかいうことは今現在は考えてはおりません。

○曾我委員 勉強会で頂いた資料を拝見する限り、長期優良住宅認定制度の、要は民間部分である申請技術的審査適合証交付というところが行政側の負担となってくるということなので、その辺が行政側の人が増えないという、今のまま現状でやるという話になると、今までの審査は内容的には大したことないというような解釈にもなるんですけれど、多分そういうことはなくて、数が少ないとかそこまでの内容はもしないのであれば、それはそれで理解はできるんですけど、それなりのまだ今民間でも結構優良住宅とか建っているんで、それなりの人数を要求するというのが本来のあるべき姿かなと思いますんで、一応質問はしませんが、そういう感じで僕は個人的にはそうやって思っていますんで、その辺を踏まえて、今後しっかり執行部というか幹部に対してしっかり要求なり要望とかをしていただければということをお願いいたしまして終わります。

以上です。

○河村委員長 ほかにございませんか。

ただいま田中健次委員外議員から発言したいとの申出がありました。お諮りいたします。委員外議員の発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 御異議ないものと認めます。それでは、委員外議員の発言を許可することにいたします。

○田中（健）委員外議員 貴重な時間をすみません。議案参考資料の61ページ、始まっているのは59ページからですが、61ページとか62ページを見ると、現行と改正後の金額が示してありますが、今度この条例改正で行政の審査の項目が追加されるわけですよね。仕事が増えるわけですが、手数料はむしろ下がっているのは、これはどういうことなんでしょうか。改定後のほうが手数料が61ページでも62ページでも下のほうが金額が減っているんですが、仕事が増えたら手数料は上がるのが普通だと思うんですが逆に下がっていますが、どういうことでこういうふうになるんでしょうか。

○松崎開発建築指導課長 例えば61ページの上の段、一番左端でいくと、100平方メートル以下のもので4万3,000円が3万7,000円となっているということだと思うんですが、これが例えば今の例でいきますと、元々申請書が直接全部行政に来た場合には、基準の額が4万9千円というのがありまして、ここに今の61ページの左から2、3行目辺りを見ていただくと書いてあるんですが、それぞれ次に定める額をこの項の手数料の金額から減じた額とすると。

ちょっとこれ分かりにくいんですが、要するにこの100平米以下の場合でいくと、基準の元のお金が4万9,000円というのがありまして、それから今までは4万3,000円を減じた額、その残りの6,000円が行政側の手数料であったと。これが今度は減じる額が3万7,000円に減りますので、差引きとしては今度は行政側の手数料が1万2,000円に上がると。

ちょっとこれ分かりにくいんですが、勉強会のおきにお配りした資料で2枚目に表がついていたと思うんですが、手数料の新旧の表ですね。これで例えば一番上の段を見ていただくと、行政側に入る手数料としては、もともと今現在6,000円だったのが今後1万2,000円になりますと。

で、この61ページとかそれ以降の表の中でいくと、どうしても下段の改正後のほうがお金が減ったように見えるんですけど、これは差し引きする額が減ったということで、残る額、要するに行政側が受け取る手数料としては増える方向です。

以上です。

○河村委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますでしょうか

か。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 御異議ないものと認めます。よって議案第71号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

議案第75号 防府市開発行為等の許可の基準に関する条例中改正について

○河村委員長 次に、議案第75号・防府市開発行為等の許可の基準に関する条例中改正についてを議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○宮本土木都市建設部次長 それでは、議案第75号・防府市開発行為等の許可の基準に関する条例中改正について御説明申し上げます。

議案書は101ページからとなりますので、お願いいたします。令和2年6月公布の改正都市計画法におきまして、近年、激甚化、頻発化する自然災害に対応するため、都市計画法の開発許可制度を見直し、土砂災害や水害等の災害の発生の恐れのある区域における開発規制を強化することとされました。これを受けまして、都市計画法施行令が改正され、市街化調整区域内において、開発行為等を行うことができる区域等の指定基準といたしまして、災害リスクの高い区域を除外することを自治体が条例で定める旨の規定が新たに制定されました。これにより、この度、本市の条例を一部改正ものでございます。この条例につきましては都市計画法第34条第11号、第12号等の規定に基づき、開発行為等の許可の基準について定めているものでございます。現行の市街化調整区域での開発行為ができない規制対象区域といたしましては、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域——いわゆるレッドゾーンですが、ございます。このたびの改正では、現行の規制対象区域に加えまして、災害リスクが高いエリアとされる土砂災害警戒区域——いわゆるイエローゾーンですが、これや、水防法による浸水想定区域のうち、洪水、雨水出水または高潮の発生時に生命または身体に著しい危害が生ずる恐れのある土地の区域を規制対象区域に追加するものでございます。

なお、浸水想定区域の具体的な基準につきましては、国の技術的助言を踏まえまして、

想定浸水深3メートル以上とすることを条例施行規則において改正することとしております。また、本条例の施行日につきましては都市計画法施行令の改正に合わせまして、令和4年4月1日を予定しております。

なお、経過措置といたしまして、議案書のほうは104ページになりますが、令和4年3月31日までにされた開発行為等の申請許可分については、従前の規制対象区域が適用するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○河村委員長 執行部の補足説明に対し、質疑を求めます。

○田中（敏）委員 それでは、今の説明につきまして少し質問をさせていただきます。

まず経過措置のところですが、この法の適用の前日までに出了された開発行為というのはどのようなことを言うのでしょうか。いろいろあるんですね、開発手続をするのには事前の協議をしたりいろんなことをやるんですが、現実の開発許可申請書を申請されなかったら駄目なんですか、どうでしょうか、その辺を教えてください。

○松崎開発建築指導課長 田中議員の質問にお答えいたします。

一応3月31日までに開発許可の申請が行われたものについて、従前の基準で審査するということになります。

○田中（敏）委員 そうしますと、普通は開発やるのに6か月から1年近くかかるんです。まず事前審査が1か月かかるんですね。それから境界確認やら何やらして、今からやって3か月、まず不可能ですね。

だからこういう法が改正されるのに、施行されるのが分かっておるのに、3か月でその手続をせいとかいうのはまず無理で、そういうのは救済とかいうのはないんでしょうか。

○松崎開発建築指導課長 一応その辺の時間がかかることは承知しておりますが、その辺も含めて条例とは別に国の法律が変わっておりましたので、今年の10月ですか、その頃に一応広報等を始めましたので、今の3月31日以降も何かしら救済措置がないかということなんですが、今の時点では、ちょっと3月31日以降に申請された場合には、もう新しいほうの基準で審査するというので、それ以降の延期とか、それは考えておりません。

○田中（敏）委員 それでしたら、初めからもう駄目ですよと言われたほうが早いんですよ。不可能なことを、通常、経過規定の中で、この法が施行された場合には、法は施行されるけれど猶予期間が6か月ありますよとか、極端に長い場合には5年くらいありますよとか、いろいろあるわけなんです。

他市の状況を調べてみましたら、雨水出水とか高潮とかこういう問題も含まれている地

区があるんですけど、そういう場合には3年から5年猶予します、今の現在の法律でやって、改正の法律はそれ以後にしますよというのが載っておりますね。場所は高知市でしたかね、よその市町村でありました。

そういう状況も踏まえて、もう少し柔軟に考えるべきではないかと思えますけれど、災害はいつやってくるか分かりませんので、それはやめないかとは思いますが、もう少し考えるべきではないかなというふうに思います。

それで10月ぐらいからやられておるといってお話ですが、今先ほどの技術的助言というのが国土交通省から出ていますけれど、これは4月1日付で出ているわけですね。だから当然もう4月には各市町村にはその通知が皆来ているはずですが、それで内容的にはなんぼ遅くても8月か9月にはその内容が来ているはずなんです、その辺はいつこの内容の通知があったんでしょうか。

○野間都市計画課長 御質問にお答えいたします。

法改正につきましては、令和2年6月3日公布の改正都市計画法によって改正されておりました、同年の9月に国のほうから公表されております。条例の改正に関しましては、先ほど議員から御案内がございましたように、本年4月1日、国から技術的助言として条件等が示されておりました、この示されたものをもちまして、県内の同じように該当する市町、あるいは県との協議を重ねて検討を進めてまいったというところでございます。

そこで9月議会の中での松村議員の一般質問の際に、災害リスクの高いエリアを除外する旨を答弁させていただきまして、10月13日に関係団体、4会にこういったことが今後見直されますということでお知らせをさせていただいたというところでございます。

本改正に伴う関係市といたしまして、岩国市、下関市、周南市等につきましては、本市と同様に12月議会で条例を改正されるというふうに聞いております。そういったところで県内他市との調整であったり県との調整を含めて、このタイミングで条例改正ということで出させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○田中（敏）委員 今松村議員の一般質問にというのがありましたけれども、徳島県のこの開発許可の基準の見直しのパンフレットを見ますと、もう10月1日ぐらいから市民に対し、意見の募集をしているんですよ。ということは、もうずっと前から分かっていないとこんな募集はできないはずなんです。

だから当然こういうことは早く情報収集して、早く周知することが必要だと思いますが、その辺はもっと研究すべきじゃないかなと。もう直接それに携わっている人は大変だと思います。もう3月では不可能なことを言っているわけですから、そういうことがあります。

それと今の技術的助言の中を見ますと、運用上の留意点というのが入っています。それには条例区域の明確化というのがあります。今日頂いておる書類なんかでこれを見て、その色がついているところがどこかというのはどうやって分かりますか。明確化というのは、この範囲は水につかりますよと、だからだめですよという範囲の図面を作りなさいと国から言われているわけです。それはいつ作るんですか。

○野間都市計画課長 今後、規則の改正を踏まえまして、今、都市計画に関する情報等をスマートフォンであったりパソコンであったりで見れるような形のものを出しておりますが、こういったもので見れるような形で示していきたいというふうに考えております。

○田中（敏）委員 見えるようにと言われましたけど、今もらっている図面を見て、この赤い色で塗っているところ、どこかというのはどうやって分かりますかね。もっと拡大された図面とか、メッシュというんですか、こういうのは分からないのでしょうか。

○野間都市計画課長 もう少し拡大して見れるような図面をお示しできるように整えてまいります。

○田中（敏）委員 しっかり早く努めていただきたいと思います。それも簡単に見れるようにというふうになっております。

それから同じ助言の中に、今この規制は市街化調整区域を言っておりますが、水につかるところは市街化調整区域であるか市街化区域であるか区別はないんですね。それについては市街化区域等にも浸水想定区域の取扱いというのも考えなさいというのが助言の中に載っておるわけです。その辺はどのようにお考えですか。

○野間都市計画課長 御質問にお答えします。

今回の条例改正はあくまでも市街化調整区域を対象として、政令の改正に基づき改正するものですので、本条例の改正につきましては、調整区域ということでの改正になります。

御質問の市街化区域についてでございますが、こちらにつきましては、市街化区域内を対象として立地適正化計画、こちらを本年4月1日に公表しております。この中では災害ハザードレッド・イエローを既に除外する形での居住誘導区域というものをお示しをさせていただいておるところでございます。本来、市街化区域というのは優先的に計画的に市街化を図るべき区域として定められたものでございますので、この中では開発の規制による対応だけではなく、治水対策、あるいは避難路、避難場所の整備、それから警戒避難体制の確保等を重点的に実施していくというようなところでの市街地を形成するための区域としてありますので、こちらとの切り分けの中で検討されていくものというふうに考えております。

以上でございます。

○田中（敏）委員 今言われることは分からなくてもいいんですけど、今私が言っているのは、これはこの法律の改正をしたときに参議院で付帯決議というのをされるんですね。それに基づいて災害リスクを軽減する観点から適切に対応することが望ましいというふうに言われておるんですよ。それで災害は調整区域だけ来るわけじゃなくて、市街化区域は来んということは絶対ないんです、一緒に来るんですよ。そういう、例えば右田のを見てください、この右田の地図を見たらどこもかしこも真っ赤になっているわけですね。そういうところは市街化区域のところは安全ですよという印象を与えますよね。それはちょっと疑問視するところがあると思いますので、もう少しこれは考えるべきだというふうに思います。

それで、なぜそんなことを言うのかといいますと、私が古い書類を探していましたら、平成11年に佐波川洪水避難地図というのが出てきました。それによると右田地区のほうの避難場所が山手しか残っていないわけです。そういう図面も過去に出ていた。こんなものがあったなと思っておりましたが、その当時は水につかるのは2メートルになっています。今現在3メートルというのは、どこを探しても3メートルというのが載っておらんわけですが、どこに3メートルというのがありますか。

○野間都市計画課長 御質問にお答えします。

これは技術的助言の中で3メートルを目安とすることということが記載をされておまして、この考え方の基本的なところは、一般的な家屋の2階の床面に浸水するおそれがある水深として3メートルが規定されているということと、計画洪水量の場合は2メートルというところが一つの線になっておりますが、地域防災計画等で定められている中の洪水の中の一つに、想定最大という中でのハザードマップ、これは2メートルのところに関値がございませんで、3メートルのところに関値がございます。これも同じような考え方の中で、垂直避難が可能な浸水深ということでの3メートル、こちらが適用されているものということでございます。

以上でございます。

○田中（敏）委員 ちょっと技術基準には3メートルというのがあるとされましたけれども、ちょっと私もよく分からなかったんですが、その今までパンフレットのようにいただいているのに3メートルとかいうのがどこにも表記がされていないんですね。だから3メートル以上つかるから、皆さんこの赤色のところには家は建てられませんよということ言えば分かるんですが、それは何の書類に3メートルというのは表現されて、市民の皆さんに告示しようとしていますか、教えてください。

○野間都市計画課長 3メートルのところにつきましては、佐波川の洪水ハザードマップ、

こちらのほうに0.5メートル未満の浸水、次が0.5から3メートルまでの浸水、次が3メートルから5メートルまでの浸水、次が5メートル以上の浸水という形でのランク分けの中で表示がされております。

その中で0.5から3メートルまでの浸水という部分に、2階の床面まで浸水、1階部分が浸水、強い水流の中を歩くことは危険というようなことでの記載がある中での3メートルというところで、技術的助言の中で、一般的な家屋の2階の床面に浸水するおそれがある水深3メートルを目安をすること。水防法に基づき浸水想定区域図において、閾値として3メートルが用いられていない場合には2メートルとすることも考えられるということが助言の中にございますので、本市の場合におきましては想定最大で3メートルということが示されておりますので、3メートルを適用するというものでございます。

以上でございます。

○田中（敏）委員 技術基準のどうのこうのというのは今お聞きしたから分かりましたけれども、今頂いている地図があるじゃないですか、このどこにそのような3メートルというのが書いてありますか。どこにも書いていないような気がするんですがいかがですか。

○野間都市計画課長 3メートルというのは申し訳ございません、事前にお配りしていただいた勉強会での資料には記載はいたしておりません。これは条例で定めるものではなく規則のほうで定めるということで考えております。

以上でございます。

○田中（敏）委員 くだいように言います。

プラス幾らというのがありますね、イエローゾーンがどうのこうの、洪水浸水想定区域が幾らというのが。雨水出水の浸水想定区域とか高潮浸水想定区域は今回は指定なしということなんですが、全国を調べてみましたら、これも規制をかけているところがあるんですね。防府はこれに該当しなかった場合は、3メートルという基準で該当しなかったという解釈でよろしいですか。

○野間都市計画課長 御質問にお答えします。

まずは雨水出水の浸水想定区域、これは指定は現在ないということで適用されないということでございます。高潮の浸水の想定区域でございますが、県のホームページのほうにも公表されておりますが、現在公表している高潮ハザードマップは改正の水防法に対応したのではないということで今回の条例で改正されるもので、高潮と対象とされるもののハザードマップとしての対応でないというふうに判断をいたしております。

現行法に対応するものにつきましては、現在作業中ですということでホームページのほうに記載がございますので、今後この水防法に基づくハザードマップが公開されたタイミ

ングでは、これが適用されるものというふうに考えております。

以上でございます。

○田中（敏）委員 大体分かりましたけど、非常に困りますね。

というのはなぜかと言いますと、この市街化調整区域に転用が効かないという状況になりますと、来年の4月1日以降は太陽光発電が非常に増えるであろうということを危惧するところです。これは国がやろうとしておることだからやめないと思いますけれど、他の部局というんですか、農林サイド、それから環境の問題等々についてももう少し連携を取って、この法律を施行するのはやめないにしても、もう耕作放棄をせいと言っているのにほかならないこの条例をつくる、変更するわけなんですから、何らかの救済方法も考えるべきだし、この規制も考えるべき、そのようなことを意見を申し上げて終わります。

○松村委員 本当に今、田中委員の発言に対してうんうんと聞いておりましたけれど、私もちょっと申し上げましたが、まず、こういった市民に不利益なことを法制化して、直接やっぱり地域とか市民の今後いろんな害がやっぱりあるわけですね。

いい面もあり、もちろんこの防災という観点から非常にこれをするのは正しい方向だと思うんですが、やはりほかの、今先ほど最後に田中議員が言われましたけれど、これを行うことによって、どういう被害が想定できるかというのはやはり考えながら、じゃほかの部局に相談に行って、今後こういう都市計画法の改正で網がかかってもう規制していくという中で、じゃどういった問題が生じるか、それをやはり、部局はまたがっていますけど、担当課が中心になって、こういうことが想定できるので防ぐためにはどうすればいいかというのはやっぱり議会にある程度示してくれないと、確かに国の法律でこういうふうに、50戸連たんやめてもう規制いたしますと、もう家が建たんようにもなりますという話になってくるのは、これはこれでこちらのサイドとしてはいいんでしょうけど、要はほかの課にかなり影響が出るわけですね。

僕はそこの救済も必要であると思っていますんですけど、今現時点で想定しているような、この条例改正によって生じる市民に対する問題やら被害とか、そういったものに対して、この不利益なことなんですけど、それはどういうふうに想定されているのか具体的にお聞きしたいと思います。

○石光土木都市建設部長 松村議員の質問にお答えしたいと思います。

今回条例改正するものについては、基本的に都市計画法で調整区域が規定されているのが、都市計画法第34条に調整区域の開発の基準が定めてあるんですけれども、それが1号から14号までありまして、その中の11号及び12号が主の対象になるということなので、基本的にそれ以外のものについては開発許可が下ろせるものというふうに思っ

いますので、今先ほど言われました11号、12号、今開発が起きているのが11号ということになりますので、それ以外のものということで、10号というものもありますので、そういうものをお願いというものに誘導していくというのが一つあります。

それ以外に開発が進んでいるところについていろいろありますので、そこをどうするのかというのは国の技術的助言の中にもありますので、まさに今その辺についてはちょっと検討中だということで、市民に対する不利益ということについては、あくまでも災害のリスクに対して出てきているもので、災害に対して対応できるというものをどうしていくのかということがテーマになっているので、現時点でその市民に対して、要するに災害のリスク、調整区域も今リスクを持っていますし、これから開発するところも災害のリスクを持っている。そこをどういうふうにして解消していくのかという、今後ここがテーマになってくるのかなというふうに思っています、防災部局とかそういうところとお話をして対応、うちだけではなく対応していくものというふうに考えております。

以上でございます。

○松村委員　もちろんそのとおりで、もっと議論してほしいんですね。で、早く処方箋を見つけてあげてほしいんですね。まだたくさんあると思います。ただ、私らも気づいているだけでも今太陽光の話もありましたし、地域の過疎化であったり、今度は空家が出てきていたりですね。さらに言えば、今後も農転ができんということになると、もう農業をやめた人の耕作放棄した土地が荒れ放題になってくると。そういうところを狙って太陽光ができたりするのかもしれませんが、今頃もう太陽光もはっきり言って利益にならんからですね。

結局じゃそういった状態になったときに、市としてまた新たな行政課題が増えるわけですね。それをやはりきちんとブラッシュアップしてからこれを進んでいかないと、私は、法改正したから急いで急いで、はい網かけてというんじゃないで、確かに市民の命を守るためにこれは必要なんです、必要なんですけれども、同時にやはりデメリットもあるわけですね。これはやっぱりしっかりクリアしてあげるようにしないと市民が安心して生活できないですよ、トータル的にはですね。

確かに災害からは守れているかもしれませんが、やはり地域の、地域としてはこういうことになってくると過疎化の原因になったりして、地域力の低下につながる、地域コミュニティの低下につながる、で人がおらんようになると。そうなってくると、どんどんお店がなくなったりとか、人が住まんようになって、今までいろいろ手伝ってくれてから、例えばですけども、隣のおじさんに町なかにも買物やら病院に連れていってもらったけど、だけどそういう人がだんだんおらんようになってきたら、どんどんもう町にも出れ

んと。病院にも行けん、買物にも行けん、また違う問題も出てくる、これは長期的に見てですよ。

だからそういった問題を、この条例をすることによって、じゃ市として今後それを想定して対処する方法も考えてほしいなというのが要望なんです。その辺をちょっと聞いていただいて、もう一回ちょっと御回答お願いします。

○石光土木都市建設部長 今ありました農の問題とか太陽光の問題、空家の問題とかというのがありますので、ちょっと今後、詳細なところを詰めていきますので、できるだけのことを協議して、またその辺の対応については委員に皆さんに説明して進めたいというふうに思っております。

以上です。

○松村委員 今言ったこと以外にも多分問題があると思う、私らがまだ気づいていない問題もあると思うので、私は全庁的に、ちょっとこういうことをするので、どういった問題があるか挙げてくださいと各課に振って、全部、健康福祉部からみんな振って、その後こういう問題がありますよってなったときに、優先順位をつけて、しっかりとまたその地域、またその市民の計画を守るためにどうしていくかというような、ある程度計画的なものもつくって対応すべきであるということ強く要望しておきます。よろしく願いいたします。

○山田委員 同じようなことなんですが、今都市計画情報などが、すみません、この条例中改正とは直接は関係ないので要望のところにはなるんでしょうけれども、ウェブのGISサービスが今回都市計画のところで始まりますよね。

先ほど田中議員も言われていたけど、ここの情報が本当に地域のところでどこなのかというところがなかなか見えづらい中で、その例えばGPSとかというところにデータベースとして落とし込むことができないかというのは、ちょっと今度の12月の今回の一般質問でも、小学校のタブレットに自分の地域の災害の情報が重ねられるようなデータベースとして、オープンデータとして落とし込めないかというのもちょっとお願いしたんですが、そういう形で今後組み込んでいくということを個人的にはちょっと要望したいというふうに思うんですが、その辺のちょっと考え方を教えてください。

紙ベースだけなのか、それが地域の中で今後災害危険区域、もうそこ住んでおるんだからどうしようもないんですけれど、でもその避難場所をつくる中で、今後そういうデータベースの在り方も含めて、何か分かるようにしていただきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○野間都市計画課長 御質問にお答えします。

まずハザードマップであったり避難所であったりという基本的な部分につきましては、防災危機管理課と関係する部署にもその辺はお話はさせていただく中で、今都市計画情報、あるいは建築のほうで出している情報、これに合わせるような形で出せないかということは庁内で協議してまいりたいと思います。

もう一つの今回の条例の改正、あるいは規則の改正によつての区域の明確化について、先ほど田中議員からも御質問がございましたが、そういったものを使って見える形というのを対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山田委員 ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

今国が開発しているところで、ある程度落とし込めるやつが、重ねられるやつもありますので研究していただければ、要望ですけどよろしくお願ひいたします。

○清水委員 今回の条例改正で対象範囲が増えるというところなんですけど、今回新たにその対象となった地域、ここに関しては、その住んでいらっしゃる住民の方にも詳しく説明する必要があるのではないかなと思ひますが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○野間都市計画課長 現在のところ住民の方へ直接お話しするという機会を想定はしておりませんが、今後、規則の改正等を含めて、区域等についてのお知らせはホームページ、あるいは広報等でしっかりしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○清水委員 先ほど田中委員や松村委員がおっしゃっていたとおり、これは個人の財産にも関係してくることだと思ひます。ですから、その辺はやはり市民の声を聞くこと、住民の皆さんの持っている問題とか悩みとか、もしそういうのがあれば、やはりそれは聞いてあげること、これがやっぱり必要ではないかなと思ひますので、住民の方への周知の徹底、この辺をよろしくお願ひいたします。これは要望です。

以上です。

○松村委員 さっき10月ぐらいにこういう法改正がありましたということで、一応市内の関係者に周知したという、たしか封書でされておりました。私も確認したことありますけど、これは不動産関係者以外にどういふところに配付されたのか、それをお尋ねします。

○野間都市計画課長 10月13日に関係団体ということで、開発建築指導課のほうから行政書士会、司法書士会、土地家屋調査士会、それから宅地建設業協会に対しまして、この4会に対しまして、主に不動産等を扱われる会社とあるいは開発等をされる業者、業界の団体の方にお知らせをさせていただいたということになります。

○松村委員 最後のところちょっと聞こえなかった。開発される人にも封書は出したとい

うことですか。

○野間都市計画課長 主に開発等の許可申請等をされる方に対して、その業界の方ということで4つの業界の方に出させていただきました。

以上でございます。

○松村委員 先ほど清水議員が言われたとおり、やはり関係する地域の方々にはやはり周知をすべきではないかというふうには思っておりますので、どうぞよろしく願いたします。

○河村委員長 ほかにございませんか。

ただいま和田議員から発言したいとの申出がありました。お諮りいたします。委員外議員の発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 御異議ないものと認めます。それでは、委員外議員の発言を許可することにいたします。

○和田委員外議員 すみません、本会議で聞かなきゃいけなかったんですけど、貴重な時間をありがとうございます。

まず、拡大した地図を出していただくよう求めておいたんですが、対応していただいておりますが、ありがたかったんですが、できればもっと、どの家がかかるとかそういった詳細な地図を出していただきたかったんですが、先ほどまた示していただけるということで、またよろしく願いたします。

結論から申し上げますと、防災に対する考え方というのは市民の命を守ることが一番であって、市街化区域であろうが調整区域であろうが同一であるべきと思います。また、今現在、空家対策なんかに苦慮していると思われませんが、規制後は農地も耕作放棄地がどんどん増えていくのではないかと考えられます。

そのような中で、前回の都市計画法の改正から、今までよくて今なぜこの開発行為の禁止区域を増大する必要があるのか、ちょっと疑問に思うことですが、ただ大方のことは皆さんが聞いていただきましたので、私のほうからは1点だけ、基礎の基礎だと思ってください。

防災ハザードマップですが、土砂災害警戒区域は、これは山口県が作成しております。佐波川洪水編は国土交通省が作成しておられると思われまして、ここにちょっと大きな問題点が隠されておまして、ハザードマップを作成する条件としている確率が相違していることとあります。土砂災害警戒区域は200年に1回の確率の降雨量、佐波川洪水は千年に1回の確率の降雨量。

この土砂災害警戒区域の降雨量を佐波川ハザードマップの確率の降雨量に合わせた場合、果たして現在の土砂災害警戒区域の設定でいいのかどうかというところです。要は山に降る雨と川に降る雨でこうも変わってくるのかということなんですが、その辺についてお答え願えますか。

○**石光土木都市建設部長** 和田議員の御質問にお答えいたします。

佐波川洪水の確率は千年、土砂災害は200年ということなんですけれども、これはそれぞれの法の中で最大の危険が起きるところで定めているところと聞いていますので、今言われて200年の確率のものが千年になっても、そんなに変わらないからされているのではないかということで、私はそういうふうには想像しているんですけれども、詳しい内容については、ちょっとそれぞれの担当しているところにちょっと聞かないと、すみません、ちょっと正直言って分からないので、また後日回答させていただければというふうに思います。

○**和田委員外議員** 県が作成したり国が出したり、それに従うことが悪いと言っているわけじゃないんですけど、やっぱ市の中でちゃんと精査して、基本的にしっかりと疑問を持って、その中で防災の考え方をはっきりさせて、その後、開発行為に対していろいろ規制であったり何だりしていくべきだと思います。それと先ほど来から皆さんがおっしゃっている説明責任を果たしていただきますよう、よろしくお願ひします。要望して終わります。

以上です。ありがとうございました。

○**河村委員長** ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○**河村委員長** ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○**河村委員長** ないようですので、討論を求めます。

○**松村委員** 議案第75号につきましては賛成をいたしますが、この当委員会でもいろいろ議論になりましたけれども、まず1点目として、この改正による問題点を全庁的にブラッシュアップしていただきたい。

2点目として、その今回の改正の内容を関係住民の皆様にはできるだけ周知をするということ。

3点目として、議会にまたいつになるか分かりませんが、この問題点について、問題点と解決方法をしっかりと説明していただくことを要望いたしまして、議案第75号を賛成いたします。

○河村委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 御異議ないものと認めます。よって議案第75号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、当委員会に付託となりました案件の審査を終了いたします。

執行部の皆様は退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

閉会中の継続調査について

それでは、次に4の閉会中の継続調査について御協議いただきたいと思います。

これまではレジュメに記載のとおり8項目を継続調査としておりましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き前回と同じ8項目を委員会の調査事項として、閉会中も調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 御異議ないものと認めます。よって、防府市議会会議規則第108条に基づき、議長に申出をいたします。

なお、委員会の開催日時につきましては、正副委員長で協議の上、改めて皆様に御案内いたします。

以上で産業建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時05分 閉会

防府市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和3年12月15日

防府市議会産業建設委員長 河村 孝